

○沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月31日

規則第49号

改正 平成30年3月30日規則第35号

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第84号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法(昭和23年法律第205号)に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - (2) 療養病床に係る病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法(当該指定介護療養型医療施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。)で療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
 - (5) 介護支援専門員 1以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 2 条例第4条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 介護支援専門員 1以上
- 3 条例第4条第3項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
 - ア 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)においては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - イ 老人性認知症疾患療養病棟(アの規定の適用を受けるものを除く。)においては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上

- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護療養型医療施設の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。
- 6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合（指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設するときの介護職員を除く。）は、この限りでない。
- 7 第1項第5号、第3項第6号及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合に限り、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 8 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当しなければならない。
- 9 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（設備の基準）

第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病室

ア 療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。

イ 療養病床に係る病室の床面積は、内法（のり）による測定で入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(2) 廊下 入院患者が使用する廊下において、療養病床に係る病室に接する廊下の幅は、内法による測定で1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（以下「中廊下」という。）の幅は、内法による測定で2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 療養病床を有する病院であるものにあつては内法による測定で40平方メートル以上の床面積を、療養病床を有する診療所であるものにあつては機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 談話室 療養病床における入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(5) 食堂 内法による測定で療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること。

(6) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病室

ア 老人性認知症疾患療養病棟に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(2) 廊下 入院患者が使用する廊下において、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に接するものの幅は、内法による測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えるこ

と。

- (4) デイルーム及び面会室 床面積の合計が、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の床面積を有すること。
 - (5) 食堂 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること（デイルームを食堂として使用する場合を含む。）。
 - (6) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮して、できるだけ広いものとする。
- 2 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とする。
- （電磁的方法による手続）

第6条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、患者又はその家族からの申出があった場合とする。

2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める方法は、電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 電磁的記録を指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、第2項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供について、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から、文書又は電磁的方法により第2項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、条例第7条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

一部改正〔平成30年規則35号〕

（利用料等の内容）

第7条 条例第14条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により入院患者が選定する特別な病室の提供に伴い必要となる費用

- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により入院患者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
 - (5) 理美容に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、かつ、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 条例第14条第4項の規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

一部改正〔平成30年規則35号〕

(身体的拘束等の適正化)

第7条の2 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年規則35号〕

(モニタリング等)

第8条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握(第2号において「モニタリング」という。)は、同条第10項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期的に入院患者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 入院患者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入院患者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

一部改正〔平成30年規則35号〕

(診療の方法)

第9条 条例第18条第5号に規定する規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等(平成12年厚生省告示第124号)に定める療法等とする。

- 2 条例第18条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品とする。

一部改正〔平成30年規則35号〕

(計画担当介護支援専門員の業務)

第10条 条例第26条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 条例第36条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (4) 条例第38条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

(衛生管理等)

第11条 条例第31条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会におおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第12条 条例第38条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を、従業者に十分周知することができる体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（記録の整備）

第13条 条例第40条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第23条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第38条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

（ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準）

第14条 条例第43条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

(エ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 各病室又は各共同生活室に相当数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所

(ア) 各病室又は各共同生活室に相当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けることとし、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 療養病床を有する病院であるものにあつては内法による測定で40平方メートル以上の床面積を、療養病床を有する診療所であるものにあつては機能訓練を行うために十分な広

さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

2 第1項第1号イに規定する共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。
第15条 条例第44条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

(エ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 各病室又は各共同生活室に適当数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所

(ア) 各病室又は各共同生活室に適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の身体的拘束等の適正化)

第15条の2 条例第45条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年規則35号〕

(勤務体制の確保等)

第16条 条例第50条第2項の規則で定める従業者の配置は、次の各号に掲げる配置とする。

(1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第17条 第6条、第7条及び第8条から第13条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設に

ついて準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条ただし書」と、同条第5項中「条例第7条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条」と、第7条第1項中「条例第14条第3項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第14条第3項」と、同条第2項中「条例第14条第4項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第14条第4項」と、第8条第1項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第17条第9項」と、「同条第10項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第17条第10項」と、同条第2項中「条例第17条第11項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第17条第11項」と、第9条第1項中「条例第18条第5号」とあるのは「条例第52条において準用する条例第18条第5号」と、同条第2項中「条例第18条第6号」とあるのは「条例第52条において準用する条例第18条第6号」と、第10条中「条例第26条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第26条」と、同条第3号中「条例第36条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第36条第2項」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条第2項」と、第11条中「条例第31条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第31条第2項」と、第12条中「条例第38条第1項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条第1項」と、第13条中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第40条第2項」と、同条第2号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第13条第2項」と、同条第3号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第45条第7項」と、同条第4号中「条例第23条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第23条」と、同条第5号中「条例第36条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第36条第2項」と、同条第6号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条第2項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年規則35号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
 - (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。この場合において、1以上については看護職員とするものとする。
 - (3) 介護支援専門員 1人以上
- 3 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員については、当分の間、第3条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。
- 4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第3条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第9項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。
- 5 病床を転換して設けられた旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する旧療養型病床群をいう。）において、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に接する廊下については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 6 病床を転換して設けられた診療所旧療養型病床群（平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。）において、平成13年医療法施行規則等

改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の適用を受けていたものに係る病室に接する廊下については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

- 7 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に接する廊下については、第5条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。
- 8 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員については、当分の間、第3条第3項第2号中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内において、看護職員に代えて介護職員とすることができる。」とする。
- 9 平成13年3月1日から引続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室については、当分の間、第5条第1項第1号イ中「内法による測定で入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。
- 10 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院内の病室に接する廊下（附則第5項、第6項及び第8項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」と、第5条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

附 則（平成30年3月30日規則第35号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。